事務連絡

令和４年７月１２日

介護サービス事業者　管理者各位

江戸川区福祉部介護保険課

課長　安田健二

令和4年度介護サービス事業者集団指導に係る

「業務継続計画（ＢＣＰ）」の策定に関する調査について（依頼）

介護サービス事業所の皆様におかれましては、日頃より江戸川区の介護保険行政へのご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、今年度の区の集団指導の内容として、【業務継続計画（ＢＣＰ）】（以下「ＢＣＰ」

という。）を予定しています。

　ご存じのとおり、ＢＣＰの策定は運営基準において、令和６年３月31日までは努力義務とされていますが、令和６年４月１日以降に未策定の場合は、運営基準違反となります。

また現在も続く、新型コロナウイルス感染拡大の状況を鑑み、各事業所におかれましては早期の策定若しくは策定に向けた取組が必要だと考えられます。

　区としては、各事業所が策定の後押しをできるよう、今年度の集団指導のテーマの一つにする予定です。

つきましては、指導内容を検討するうえで、現在の各事業所におけるＢＣＰの策定状況について調査をさせていただきますので、下記のとおりご回答いただきますようお願いいたします。

ご多忙な折、大変恐縮ですが、介護サービス事業所の皆様におかれましてはご理解並びにご協力のほど、何卒よろしくお願いいたします。

　**前回本年2月の同様の進捗状況調査にて、「すでに策定済み」とお答えいただいた事業所におかれましては、回答不要です。**

記

対象事業所　　居宅サービス事業所　地域密着型サービス事業所　居宅介護支援事業所

　　　　　　　介護老人福祉施設　介護老人保健施設　介護医療院　介護予防サービス

　　　　　　　事業所　地域密着型介護予防サービス事業所　介護予防支援事業所

　　　　　　　介護予防・日常生活支援総合事業指定事業所

回答期間　　令和４年７月１２日（火）～７月２９日（金）

回答方法　　「東京共同電子申請・届出サービス」による電子申請

（ＵＲＬ：<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1657519097464>）

【問い合わせ・担当】

江戸川区介護保険課指導係

０３－５６６２－０８９２（直通）

担当：山脇・安藤・森